かどがわ
町報
第186号
発行所
宮崎県門川町
門川町役場
電話③1140番
印刷所
宮崎県門川町
工藤印刷
電話③1143番
③2276番

お願い!!
救急自動車の要請はこのように!!

救急自動車の要請につきましては、本年三月、本紙上をもつて、町民の皆様にお願い申し上げましたが、最近交通事故等の激増は目を被うばかりで、救急車の要請もこれに伴いひんぱんでございます。

このような交通戦争のさなか、救急車の受入れ体制について今一度町民の皆様方のご理解と、ご協力をお願いするものであります。

ご存じのとおり、門川町には現在救急自動車が配備されておりません。そこで門川町は万一の救急業務の万全を期すため、隣接の日向市と救急業務の委託契約を締結しています。

これに伴い、門川町役場に緊急電話「一一九番」（火災、救急）を設置し、町内の交通事故については原則として、門川町長（役場）を通じて、日向市長（消防署）、に対し救急隊の要請をするようになつています

その委託契約覚え書きのなかの救急適用範囲は**『原則として交通事故による負傷者の救急業務とする。』**となつており、「日向市は門川町の要請を受けたときは、日向市の管轄区域内における当該業務の遂行上、**消防長（日向市）が支障がないと認めた場合**において救急隊を派遣するものとする」とあります。

受入れ側の日向市には、現在二台の救急自動車が配置されていますが、日向市内において同時刻に二件の交通事故等が発生した場合門川町より救急隊の要請をしても時間の遅れをきたすこともあります。

このような実情で町民の皆様には大変迷惑をおかけしているところですが、交通事故の外に、救急自動車の要請が多いのが、急病人けが人の医療機関への搬送であります。これが前述のとおり覚え書きのなかに「原則として交通事故による負傷者の救急業務」となつておりますが、門川町としましては、急病人、けが人の重病者におきましても極力、日向市へ派遣要請を致しますが、何分にも日向市に配置されている救急自動車が二台のみという実情でございますので、町民の皆様にもこの事情をよくご理解いただきまして、**急病人けが人等の医療機関への搬送につきましては**、出来うるならば**自家用車又、病院等車輌を利用して戴きます**ようご協力方よろしくお願い申し上げます。

（町）（職）（員）（採）（用）

左記のとおり門川町職員採用初級試験を行いますからお知らせします。

記

一、試験種目

採用予定人員および受験資格

㈠試験職種および採用予定人員

保母職　（若干名）

㈡受験資格

昭和二十六年四月二日から昭和三十四年四月一日までに生れた者（学歴は問いませんが、高校卒業程度の学力を有し、かつ保母資格を有する者。）

㈢次の各号の一に該当する者は受験できません。

ア、日本の国籍を有しない者

イ、禁治産者又び準禁治産者

ウ、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二、試験の日時、場所、方法および発表

試験は第一次試験および第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

㈠第一次試験

ア、日時および場所

(イ)昭和五十一年十一月十四日、午前九時から午後三時〇分まで

(ロ)宮崎市天満町一
宮崎市立大淀中学校

なお、受験申込者数の状況により場所を変更する場合は、その旨通知します。

イ、方法

第一次試験は教養試験および作文について行います。

(イ)教養試験は、初級公務員として必要な知識および知能について択一式による筆記試験を行います。

(ロ)作文は、表現力および思考の過程について行います。

ウ、第一次試験合格発表

昭和五十一年十一月三十日に門川町役場掲示板に掲示するとともに合格者に通知します。

㈡第二次試験

ア、日時および場所

日時および場所については、第一次試験合格者に通知します。

三、給与

給与は門川町給与規定によつて支給されます。

四、受験手続および受付期間

㈠申込用紙は門川町役場総務課で交付します。

㈡受験申込は申込書に必要事項を記入の上、門川町役場総務課へ提出して下さい。

㈢受付期間は昭和五十一年十月四日（月曜日）から同年十月二十三日（土曜日）まで（平日は午前九時から午後五時まで、土曜日は正午まで）受付ます。

五、その他

受験手続その他の問合せは門川町役場総務課（電話三局一一四〇番、内線六十一番）へして下さい。

健康な方はこぞって献血にご協力を

このことにつきましては日頃よりご協力を頂き感謝申し上げます。

不測の事故や、病気が急変し輸血の必要が生じてからでは間に合いません。

「健康な時に愛の献血を」あなたの献血は、輸血を必要とする人々を救う「命の灯」です。

☆献血時に不安はありません

採血の前に血液の比重・血圧測定、血液型の検査・問診などを医師と看護婦が行います。それに合格しない方からは採血いたしません。安心して献血に参加して下さい。献血は同時に血液の健康診断を受けることにもなります。献血後は普段の生活のとおりで差支えありません。

次回の助け合い献血は次のとおりです。

実施月日
十月二十二日（金曜日）

実施場所、時間
門川農高
十時から十二時
東栄町公民館
十三時三〇分から
十五時

皆さんの温い愛の献血をお願いします。

町民体育大会中止について

昨年まで九回にわたり開催してまいりました町民体育大会につきましては、二三年前頃より一部町民の方々から、その存廃、内容について種々ご提言をいたゞいていたところであります

このような事情をふまえて、本年度は、公民館長（地区会長）、婦人会、青年団等各民主団体の長にお願いして、広く町民一般の意向を聴取していたゞき、その結果を持ち寄り、存続か中止かの決定を行うことにいたしました。

去る八月二十六日夜中央公民館において、町執行部教育委員会、体協役員、公民館長代表、婦人青年団体の代表者にご参集を求め長時間熱心に協議していたゞきました。例年通りぜひ実施すべきだとのご発言や、二・三年に一回でよいとするご意見もありましたが、一般町民が、主として次のような理由で開催に積極的でない状況の中に、無理に強行すればかえつて逆効果をもたらすのみだ、とする意見が大勢を占め、本年度は中止するとの線で決定を見た次第であります。

一、会場施設の規模、各地区からの距離的問題、輸送手段等による参加人員の制約等、融和親睦を目的とする町民総参加の理想が期待できないこと。

十月十日（体育の日）が時期的に普通水稲の取入れ、出漁、水産加工等の作業に大きく影響すること

三、九月・十月は各日曜、祝日毎に各種スポーツ行事が集中し、運動会と名のつくものだけでも、保育園幼稚園、小、中、高校、部落、各職場職域等々相ついで行なわれ、運動会に食傷気味であること。

以上の要旨を関係方面に周知していたゞくと共に部落及び職場における運動会につきましては従来にもまして盛大に実施してくださるようお願いいたします。

尚、町体協といたしましても町民体育大会に代わる体育行事として、記録会等の開催を検討することにしておりますので、其節はご協力賜りますようお願い申し上げます。

昭和五十一年度
優良運転者表彰される

日向地区交通安全協会門川支部では九月三十日、午後三時〇分から門川町役場三階会議室で優良運転者等の表彰式を行なつた。

この表彰は全日本交通安全協会（緑十字銅章）表彰が

一、過去に県警察本部長と県交通安全協会会長の表彰を受けた者

二、多年にわたり交通安全のために献身的に尽力し若しくは交通安全のために実効ある発明、発見、考案をし、又は交通安全の推進のため、多大の功績のあつた者

三、交通規則を良く守り、常に安全運転を心がけ、永年無事故（二十年以上）の自動車運転者であり、人格技能ともにすぐれ、かつ公共のために奉仕する精神が旺盛であり、他の模範となる者

九州交通安全協会表彰は

一、多年にわたり児童、生徒の登下校時における交通安全推進、その他交通事故防止に貢献した功労が顕著で他の模範となる自治班等であること。

県表彰は過去十五年間に

一、交通事故、交通違反を起こしたことのない者で運転免許を取得して十五年以上自動車の運転に従事している者

二、品行方正で業務に精励し勤務成績が優秀で、かつ他の運転者の模範として表彰に値する者であること。

三、団体については多年にわたり、交通安全のために献身的に尽力し、若しくは交通安全施設整備充実のため尽力した団体であつて交通安全のために多大の功績のあつた団体

支部表彰は

一、免許取得後満十年、十五年、二十年、二十五年三十年、三十五年、四十年に達した無事故、無違反の者

二、責任感旺盛で法令講習会その他協会の活動に積極的に協力し他の運転者の模範と認められる者

（例えば十年に達した者は十一年、十二年、十三年、十四年は該当しない）

で本町の場合、全日本交通安全協会長、九州交通安全協会長、県交通安全協会長と県警察本部長賞の功労者、運転者、功労団体が表彰の栄に輝きました。

表彰された人の氏名は次の通りです。

全日本交通安全協会長（緑十字銅賞）賞
功労者
林田　正義　東栄町
長田　繁慶　城屋敷
九州交通安全協会長賞
功労団体
城屋敷部落
県交通安全協会
代表　中田　嘉蔵
県警察本部長賞
優良運転者
前田　博　上井野
長田　瑞穂　東栄町
柴田　重喜　小松
優良団体
西門川分会
代表　池田　幸男
日高　利秋
日向地区交通安全協会
日向警察署長賞
優良運転者
四十年
高見　石夫　南町
三十年
坂東　盛信　南町
二十五年
黒木千代治　南町
池田　幸男　三ケ瀬
二十年
松沢　茂　小園
金丸　利夫　中山
河野　文夫　西栄町
内山　教彦　小松
十五年
黒田浩次郎　（南町）
外四十二名の皆さん
十年
新田　隆屋　（南町）
外七十四名の皆さん

歯科治療費引上げ及び
差額徴収廃止される

㈠**改正の趣旨**

今回の改正は歯科診療報酬九・六%が引上げられました。改正の理由は四十九年十月一日十六・二%引上げがなされその後一年以上を経過しこの間の国民経済物価、人件費の変動に対応させるとともに最近の医療技術の進歩に即応した改正を行う必要性から今回の改正引上が行なわれました。

この改正にあたつて従来の差額徴収制度の廃止も同時に行なわれました。

差額徴収とは保険で給付できない特殊な歯の材料を使用した場合その材料費について別に差額が徴収されていました（例えば金歯で十四金合金を超えた場合等）今回の改正で歯科診療の差額徴収は廃止され、保険診療と、自由診療（目安料金）の二本建で行なわれることになりました。

この目安料金については、私立歯科大学病院並みの料金とほぼ同じ料金で各都道府県歯科医師会で決定した料金によることとされ改正の実施時期は五十一年八月一日以降診療分からとなつております。歯科の治療される方は特殊な歯科材料を使用するか保険給付できる材料を使用するかお医者さんと費用など充分相談し納得のうえ歯科診療を受けて下さい。

㈡**保険で給付できない治療**

国民健康保険は疾病、負傷に対して、給付を行う保険ですので、次のような場合は給付できないことになつています。

一、健康診断

二、歯列きよ正や美容を目的とするもの

三、虫歯の予防（歯にフッソを塗布する）

四、通常必要とする治療外の治療（特殊な歯科材料を使用した場合）

以上改正のあらましについて説明いたしましたが、尚詳しいお問い合せは門川町役場保険課国保係へおたずね下さい。

高額療養費対象基準額が
三万九千円に引上げられる

㈠改正の趣旨

今回の改正は最近の社会経済情勢の変動にかんがみ高額療養費の自己負担限度額が引上げられました。

㈡改正の内容

高額療養費の支給については、従来同一被保険者が同一月内に同一の病院、診療所、薬局等において受けた療養に係る一部負担金等の額が三万円を超えたときに支給するものとし、その額は当被保険者につき、その一部負担金等の額から、三万円を控除した額とされていましたが、今回、三万円を三万九千円に改められました。

㈢実施時期

今回の改正による高額療養費の支給は昭和五十一年八月一日以降の診療分からとなつています。

㈣改正後の高額療養費支給額の算定を例示しますと

（例）
一月の医療費総額 140.000
保険者負担額（7割分）
140.000×0.7＝98.000
被保険者負担額（3割分）
140.000×0.3＝42.000
高額療養費支給額
42.000－39.00＝3.000
3.000円が 高額療養費として支給されます。

㈤老人医療費

七十才以上の老人医療については算定例の三千円は直接医療機関に門川町国民健康保険が支払うことになりますので本人が申請手続の必要はありません。

㈥一般の医療費

高額療養費支給の該当する世帯については門川町国民健康保険係より通知しておりますので、当該世帯主は病院へ支払つた領収証及び印鑑持参の上保険課窓口で申請手続をして下さい。申請してから二週間後に高額療養費が支払れます。

尚詳しいお問い合せは門川町役場保険課国保係へご相談下さい。

身体障害者（児）
巡回相談が
実施される

毎年、実施されています身体障害者（児）巡回相談が今回左記の通り本町で実施されることになりましたので御連絡致します。

記

一、**場　所**　中央公民館

一、**期　日**　十月二十六日

一、**受付時間**　九時三十分から十二時まで

一、**対象者**
肢体、視覚、聴覚及び音声、言語障害者（児）とする（内部障害者は除く）

一、**主　旨**
身体障害者（児）に対し、巡回して医学的、心理学的及び職能的判定等を行ない、併せてその更生に必要な総合的相談に応じもつて社会的更生の方途を指導し、援護の万全を期することを目的とする

毎月10日は門川町の交通事故0（ゼロ）の日です

創業60周年を迎える
郵便局の簡易保険
10月は簡易保険月間!!

簡易保険は、大正五年十月一日から、無診査、月掛集金を特徴とした国営の生命保険として創設され、全国の郵便局でその取扱いが開始されました。

以来六十年郵便局の簡易保険として、広く皆様に愛され、親しまれ、利用された結果、現在総加入件数五千万件、契約高は二十八兆円、資金総額は七兆円を超えております。

この簡保資金は、加入者の大切な財産として市町村などの地方公共団体をはじめ、公社、公庫、公団など政府機関に融資され、住宅や道路、学校、交通機関など皆様の生活に結びついた身近な生活環境の整備拡充に役立っています。

本町には、五十年度中に公営住宅、門小校舎建設、土地区画整理事業等に一億九百万円が融資され現在までの融資額の累計は六億四千万円にのぼっています。

このほか、簡易保険では加入者ホーム、保養センター、診療所などの福祉施設を全国各地に設置し加入者の福祉の増進にも努めています。

また、創業記念日にちなんで、毎年十月を「簡易保険月間」と名付けておりますが、今年は創業六十周年を記念して、全国的にPR活動と新加入運動を展開し簡易保険に対する皆様の理解と信頼を一層深めるとともに、まだ簡易保険に加入されていない方々にも積極的に呼びかけ、保障のある生活が送れ安心して働けるようお勧めしております。

この機会に、ぜひ郵便局の簡易保険に加入されますようお勧めします。

替……？……？……？
もうお済みですか
あなたの定額貯金証書

ただいま郵便局では昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになつた定額貯金のお利息が有利になる手続き（替）をお取扱いしております。

手続きは簡単です。定額貯金証書をお近くの郵便局窓口へお持ち下さい。証書に替の表示をして、ハイおわり!!

お取扱い期間は昭和五十二年一月十三日までです。お手もとの定額貯金証書をお確めになつて、この手続きをお済ませください。

替とは

郵便局の定額貯金は、お預け後に利率引き下げがあつても、以前の高い利率がつきます。しかも利率引上げの場合、その後長くお預けになるなら預け替えされたほうが有利です。

この手続きを簡略したものが替の手続きです。

注－四十九年九月二十四日に定額貯金の利率が一律に〇、五%引き上げられましたが、今回の替はこれに伴うものです。

昭和五十二年一月十三日までに替の手続きをされたら利上げの日（四九、九二四）にさかのぼつて、再預入されたものとしてお取扱いします。

＝＝お知らせ＝＝

郵便局では、五十一年十月一日に誕生された子供さんに記念品を贈呈します。

これは、郵便局の簡易保険が大正五年に創業され、今年でちようど六十年目を迎えますので、これを記念しまして創業の日に当る五十一年十月一日に誕生された方にお祝の品を贈るものです。

該当される方は、お申出ください。

門川郵便局
西門川郵便局

はい
こちらは
門川派出所です

※カギかけ運動をすすめましよう。

秋の行楽期がやってきました。この時期になりますと、ルス宅をねらう「空巣ねらい」、家人の寝静まったころをねらう「忍び込み」が多くなります。

本年は九月二十日現在で門川町内において、すでに一〇〇件の盗難事件が発生しそのうち「空巣ねらい」、「忍び込み」など侵入盗についてみますと施錠忘れによる被害がふえています。

これらの犯罪を防ぐため、カギをしつかりかけるとともに次の点に気をつけましよう。

◎ルスを知られないこと

○戸締りは一見して「ルス」とわからない方法で

○外から見える南京錠は「ルス」であるということを知らせるようなものです。

○新聞などが新聞受けにたまつているのも同じです

◎ちよつとの間の外出でも必ずカギを!!

○ちよつと近所まで、このスキをドロボウーはねらつております。ちよつとの間の外出でも必ずカギを厳重にしましよう。

◎戸締りは二段構え、三段構えで

○カギは主錠だけでなく補助錠もとりつけ施錠しましよう。主錠がはずされた場合でも補助錠がドロボーの侵入を防ぎます。

◎施錠をたしかめて外出をしよう

施錠したつもりでも勝手口、風呂場等のカギをかけ忘れていることが多いようです。外出するときは、もう一度施錠の状況を確かめてから出かけましよう。

◎よいカギを選びましよう
カギを選ぶときは

○錠前業者に相談し実物をみて性能を確かめましよう。

○取りつけ力所にあつたカギを選ぶようにしましよう。

※狩猟事故を防ぎましよう

十一月十五日は狩猟解禁日です。

いよいよハンター待望のシーズンがやつてまいります。この狩猟期間中には、過去に銃砲の取扱い狩猟上の不注意から思わぬ事故がおきています。銃砲の取扱いは、ひとつ誤まれば大きな事故になります。ハンターのみなさん次のことを守つて狩猟事故を防ぎましよう。

一、獲物より安全第一

○引き金を引くときは、獲物と矢先の安全をよく確かめること。

○安全装置は撃ち終つた時必ずかけること。

○銃口を人に向けたり、跳弾で人がけがをする方向に向けないこと。

○猟をする時以外は弾を必ず抜いておくこと。

二、銃砲等の保管は確実に

○いつも自分の責任で保管庫に保管し必ず施錠[illegible]ること。

○実包類はきめられた容器に確実に入れて保管すること。

○残火薬類等は猟友会で一括保管すること。

○保管銃はときどき確認してみること。

※行楽期の交通事故をなくしましよう。

秋の行楽期を迎え、ドライブに出かける機会が多くなりますが、行楽期の交通事故を防ぐために、運転者は次のことに注意しましよう。

○出発前に車の点検整備を必ずしましよう。

エンジンブレーキのききぐあい、ハンドルの遊びタイヤの空気圧など

○無理な運転は絶対にやめましよう。

はじめて通行する道路では、いつもより速度を控え目にしてゆとりをもつて安全な運転をしましよう。

景色にみとれて脇見運転をしないようにしましよう。

○横断中の歩行者がある時はまず横断させましよう横断歩道に人がいるのを見かけた場合には、どんなに急ぐ時でもその直前で必ず一時停止してください。

○歩行者や自転車乗りのそばを通る時は一メートル以上の安全な間隔をとるか、徐行しましよう。

○飲酒運転は絶対にやめましよう。

秋の行楽期をひかえ、会社、職場のレクリエーション、慰安会など酒を飲む機会が多くなります。車を運転する時は絶対に酒類を口にしないでください。同僚や家族などのまわりの方も車を運転する人には酒類をすすめないようにしましよう。

県民大会特別講演集について
（その三）

昨年開催されました、ものを大切にする「県民大会」において」NHKの鈴木健二氏の特別講演を収録した「暮らしとこころ」と題した特別講演の第三回目を御照会いたします。

㈢心を開きあうことの大切さ。

(1) 黄色いユダヤ人

いま、日本人が世界中できらわれます。東洋の黄色いユダヤ人といわれます。

私はアフリカの奥で、こうゆう経験をしました。日本の多くの漁業会社がですねタコやエビとつているんですね。いま皆さんの召し上がるタコやエビの八〇%はアフリカのものです。現地の人も雇つている。日本人が一人いて、アフリカ人が七、八人。日本人、アフリカ人と並びましてね、そうして一生懸命エンヤコラと働いておるわけです。働いている最中にこのアフリカ人がですね、神様にお祈りを始めるわけです。立つたり座わつたり三十分くらいやります。しようがないから日本人だけエンヤコラとがんばるわけですね。アフリカ人はずつとおじきしているわけですね。このアフリカ人に二万五千円くらい払つています。あの貧困なアフリカにこんなうまい話はありません。ところがこのアフリカ人がですね、長い人で二箇月しか勤まらない。なぜか、「なぜ日本人は仕事が終つたら丘へ上がつて来て、自分たちと一緒に話をしたり、食事をしたり、お茶飲んだり、お酒飲んだりしてくれないんだ。何で日本人だけあんなにかたまつているんだ。自分たちの悪口言つているじやないか」気味悪がつてみんなやめてつてしまうということです。

いま外国にいる日本人が現地の人と心を開き合わないんではないんです。毎日の皆さんの生活の中にね、お互いに心を開き合おうという、人間として目と目が見合つたならば、必ずそこに「おはよう」があるんだという、そういう心の開き合いがないということです。

(2) あいさつの意味

なぜでしようか。それはね、あいさつという言葉をですね、漢字でかけば一目でわかります。それではですね、皆さん単に一つの字として見過ごされるかもしれませんが、あいさつという字をですね、漢字で書きますと、どうなりますか。あいさつの挨、こういう字を書きますね。これですね聞くという意味です。あいさつの拶、これはですね、迫るという意味です。心を開いて相手に迫つて行く、それがあいさつなんですねあらゆる人間関係の中で何が一番大切かと申しますとお互いに心を開き合つているということです。さあ、私の中にいらつしやい。あなたの中に入りましよう、こういう人間関係がなければですね、どんな人間関係も成り立つて行かないわけですね。

(3) 互いに名前を呼び合う。

お嫁さんとおしゆうとめさんが仲よくやつて行くコツが一つだけあります。それはよく呼び合うつていうことです。お嫁さんは何でもいいから一言いうたびに「おかあさん、おかあさん」と言つてればいいんです。「おかあさん、私が夕飯の仕度をします。」「おかあさん、私がお茶わん洗います。」一言いうたんびに「おかあさん」と一言でもよけいに言えばいい。おしゆとめさんは、お嫁さんが花子さんと言う名前だつたら、これまた何でもいいから一言でもよけいに花子さんと言えばいいんです。「花子さん、私が夕飯の仕度をするよ。」「花子さん……」動物園で象を呼んでいるみたいに、ずつと「花子さん」と言つてればいい。（笑声）呼び合わなくなつたとき人間はおしまいなんです。嫁としゆうとめが仲が悪くなつた。旦那が気をきかしてお嫁さんにお小遣いをやつて、「お前、ちよつとこれでもつて、青島あたり行つて遊んで来いよ」人間関係にお金が入るとよけい悪くなつてしまいます。人間の問題はいつでも人間でしか解決できないという、そういう大原則が私たちの社会にあるわけです。

寄附お礼

九月十五日（敬老の日）に、平城東・同西区合同主催で、区内のお年寄を招待されて、敬老会を開催されましたが、お年寄の皆様にはたいへん喜ばれそのお礼にと合計九千円をさしだされました。

両区では、「この志を何か老人福祉に役立てください」と、このほど社会福祉協議会にご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼を申しあげますとともに、その志を有効に使用させて頂きます。

社会福祉法人
門川町社会福祉協議会

行政相談おしらせ

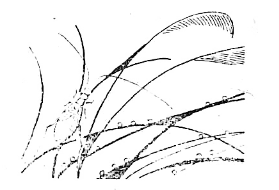

行政相談週間（第十回）に当り、広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、もつて同制度の一層の発展と行政の民主的な運営に資するため、本年度も十月十七日～二十三日の間「行政相談週間」を実施することになりました。

役所の仕事でお困りの方や、要望意見のある方は遠慮なく御相談下さい。

尚毎週水曜日（午前中）は心配ごと相談と合同で定例相談も行なつています。

相談は無料で、秘密は守ります。

とき

十月二十日（水曜日）
午前九時～十五時

ところ

町老人福祉館相談室

行政相談員　粟田　政利

自宅　平城東五番一号
三の三
電話三局三〇六三番
勤務先　〃　三局二一四三番

相談日以外の時は、勤務先か自宅いずれかに電話して下さい。

戸籍の窓

出生おめでとう

子の氏名	父母の名		住所
和田　常久	久		平城東
日高　直子	正剛		〃
中村　愛	知勝		中山
佐藤かおり	実		本町
井田　幸代	正二郎		栄ケ丘
太田　綾美	喜久郎		〃
黒木　亜紀	英明		中山
滝本　和史	史郎		平城西
雨無　智子	隆俊		上ノ町
姫野恵美子	忠行		旭町
後藤　夏樹	明		下納屋
初田　早織	誉		平城東
柴田　政一	正義		小松
柏田　斉光	望		本町
米良　裕介	清吾		城屋敷
志田　慶子	誠		三ケ瀬
内山田　豊	覚		平城西
山下　千介	勇		〃
日高　樹里	龍生		庵川西
和田　誠	正雪		旭町
小山　幸恵	正一		小園
中田　裕二	宗次		平城東
津島　裕之	藤徳		加草一
岩切　奈保	重信		旭町
河野　俊史	武士		西栄町
柳田　幸重	年勝		下納屋
川崎　信輔	清郷		加草一
浜田　京子	明		加草五
黒木　雅弘	勝年		平城東
請関　佑介	優		〃
藤本　祐子	高志		平城西
押川　崇志	盛人		上ノ町
日高新太郎	弘		西栄町
小林千代美	靖弘		小園
松井　孝道	孝一		平城西
横井小百合	啓一		庵川東
小山　公二	正二		栄ケ丘
松下亜優美	孝一		上納屋
岩切　昇司	功		庵川東
深田　智美	哲碩		平城西
寺町　博之	一之		栄ケ丘
粟田　香	保明		東栄町
米良いずみ	清作		中山
乙木　秀光	保		庵川東
山田亜希子	当		加草五
染田　美保	巧		平城東
広木　秋良	勝義		庵川西
佐藤　譲	忠三		五十鈴
前田美智子	広美		西栄町
津島　辰剛	栄一		中村
三浦　崇	一成		上ノ町

ご結婚おめでとう

寺原　正人｝　三ケ瀬
田崎実千代｝　東栄町

加行　宗利｝　延岡市
高橋　[illegible]子｝　[illegible]

黒木　吉夫｝　庵川東
牧野まさ子｝　加草一

佐藤　秀夫｝　加草一
三代千鶴子｝　延岡市

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
長友　浅治	59	中尾
志田　益夫	65	小松
長岡周次郎	86	城屋敷
夏田　フィ	75	小園
吉田　新作	74	中尾
岩切　竹松	75	小松
柳田弥三郎	72	中村
大森　彦一	73	加草二
上原　淑子	61	南町
河野　長継	68	上ノ町
稲見　正美	40	旭町
山田源次郎	64	庵川西
花岡亀太郎	65	下納屋
黒木　恒光	32	庵川西
金丸　敏夫	45	上ノ町

香典返しお礼

下納屋　故　花岡亀太郎殿
上の町　故　金丸　敏夫殿
三ケ瀬　故　藤田　規則殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にと、ご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて、頂いたとき存じます。

一金壱万円　花岡チトセ殿
一金壱万円　金丸金次郎殿
一金参万円　藤田　幸子殿

社会福祉法人
門川町社会福祉協議会

9月1日現在

世帯数	人口		計
	男	女	
4.063 (4.597)	8.141 (8.125)	8.881 (8.859)	17.022 (16.984)

（　）内は8月1日現在

選挙をきれいにする国民運動